

ISSUE BRIEF

平成 23 年度第 3 次補正予算と今後の課題

—東日本大震災からの復興予算—

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 729 (2011. 12. 1.)

- | | |
|--------------------|--------------|
| はじめに | 2 税外収入 |
| I 第 3 次補正予算編成までの経緯 | 3 歳出削減等 |
| 1 第 1 次・第 2 次補正予算 | 4 臨時増税をめぐる議論 |
| 2 震災復興の基本方針 | IV 今後の課題 |
| 3 復興の事業規模と財源 | 1 復興事業の規模 |
| II 第 3 次補正予算の概要 | 2 執行 |
| 1 財政需要 | 3 特別会計の設置 |
| 2 財源 | 4 財政に対する信認 |
| III 復興財源 | おわりに |
| 1 臨時増税 | |

平成 23 年 11 月 21 日、平成 23 年度第 3 次補正予算が成立した。当面の復旧事業を目的とした今年度第 1 次・第 2 次補正予算に続いて、震災からの本格的な復興予算と位置付けられるものであり、一般会計では、財政需要総額 12.1 兆円のうち、東日本大震災関係経費（災害救助、がれき処理、公共事業の追加、震災復興交付金、原子力災害復興関係費など）が 11.7 兆円計上されている。

また、当初 5 年間の集中復興期間における必要財源を確保するため、復興財源法案が国会に提出され、所得税、法人税等の臨時増税や、政府保有株の売却等による税外収入の確保について規定している。

本稿では、第 3 次補正予算の編成までの経緯と概要を整理した上で、復興財源と復興増税の内容、および今後の課題についてまとめる。

財政金融課

(小池 たくじ・よだ のりひさ・かとう けいいち
拓自・依田 紀久・加藤 慶一)

調査と情報

第 7 2 9 号

はじめに

平成 23 年 11 月 21 日、平成 23 年度補正予算（第 3 号）（以下、「第 3 次補正」）が成立した。一般会計では、東日本大震災からの復旧・復興（11.7 兆円、年金臨時財源の補てん 2.5 兆円を除けば 9.2 兆円）、台風 12 号の災害復旧（0.3 兆円）、B 型肝炎関係の財政措置が盛り込まれ（総額 12.1 兆円）、その財源には、主に復興債（11.6 兆円）が計上されている（表 1）。

本稿は、第 3 次補正予算の編成までの経緯と概要を整理した上で、復興財源と復興増税の内容、および今後の課題についてまとめる。

表 1 平成 23 年度第 3 次補正予算(一般会計) (単位:億円)

財政需要		財源	
1.東日本大震災関係経費	117,335	1-1 復興債	115,500
除く年金臨時財源の補てん(2.5兆円)	92,438	1-2 その他収入	187
		1-3 復興財源となる歳出削減	1,648
2.その他の経費(台風12号対策費等)	3,210	2-1 その他収入 ²	867
		2-2 東日本大震災復旧・復興予備費の減額	2,343
3.B型肝炎関係経費	480	3-1 その他収入	279
		3-2 B型肝炎関係経費の減額	202
合計 ¹	121,025	合計	121,025

(注1) 歳出の減額を踏まえれば、歳出総額は 11 兆 6,832 億円

(注2) 前年度剰余金受入(119 億円)を含む

(出典) 財務省 HP「平成 23 年度補正予算(第 3 号)フレーム」; 同「平成 23 年度一般会計補正予算(第 3 号)等について」より筆者作成

I 第 3 次補正予算編成までの経緯

1 第 1 次・第 2 次補正予算

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の発生後、平成 22 年度内は予備費が活用された。その後、当面の復旧事業を中心に、財政措置 4.0 兆円（がれき処理、仮設住宅の建設、道路・港湾の復旧等）を計上する第 1 次補正予算（以下、「第 1 次補正」）が 5 月 2 日に、財政措置 2.0 兆円（原子力損害賠償、被災者支援等）を計上する第 2 次補正予算（以下、「第 2 次補正」）が 7 月 25 日に成立した¹。その財源には、既定経費の削減（子ども手当の減額、高速道路無料化実験の凍結等）や基礎年金国庫負担の減額等（第 1 次補正）、前年度剰余金受入等（第 2 次補正）が充てられ、公債発行は回避された。

本格的な復興予算に位置づけられる第 3 次補正の編成にあたっては、復興の基本方針と財源の確保が重要な論点となった。

2 震災復興の基本方針

東日本大震災からの復興構想を議論し、その指針を策定するため、平成 23 年 4 月、東日本大震災復興構想会議（議長：五百旗頭真・防衛大学校長）が設置された。同会議での議論

¹ 詳細は、小池拓自「平成 23 年度第 1 次補正予算と今後の課題—東日本大震災からの復旧予算—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』711 号, 2011.5.24; 松浦茂「平成 23 年度第 2 次補正予算と今後の課題」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』720 号, 2011.8.10.を参照。

と並行して、東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）が同年 6 月 24 日に成立し、翌 25 日には、東日本大震災復興構想会議の提言²が菅総理大臣（当時）に提出された。提言と基本法に沿って、東日本大震災復興対策本部（本部長：内閣総理大臣）は、平成 23 年 7 月 29 日（8 月 11 日改定）に、「東日本大震災からの復興の基本方針³」（以下、「復興の基本方針」）をまとめた。

復興の基本方針は、復興期間を 10 年間とし、特に、当初の 5 年を「集中復興期間」と位置付けている。復興施策は、① 復興の 3 つの柱（災害に強い地域づくり、地域における暮らしの再生、地域経済活動の再生）、② 大震災の教訓を踏まえた国づくり、③ 原子力災害からの復興の 3 つの観点から整理され、復興を支援する仕組みとして、「復興特区制度」や「使い勝手のよい交付金」の創設等が盛り込まれている。

3 復興の事業規模と財源

復興の基本方針は、阪神・淡路大震災等の実績を参照し⁴、復興の事業規模と財源確保についても言及している。復旧・復興対策の規模（国・地方の公費分）は、10 年間の復興期間において、少なくとも 23 兆円程度とされている（原則として、原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法に基づき事業者が負担すべき経費は含まず）。この内、「集中復興期間」には 19 兆円（第 1 次補正・第 2 次補正を含む）が必要とされている（表 2）。

復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、現世代全体で連帯して負担することが原則とされ、歳出の削減、更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置により確保することが明記された⁵。

集中復興期間における、今後の必要財源は、当初は 13 兆円（19 兆円から第 1 次補正と第 2 次補正の財源 6 兆円を控除）とされた。その後、第 1 次補正予算の財源として活用された年金臨時財源 2.5 兆円も復興債で補てんすることとなり、「集中復興期間」の必要財源は、15.5 兆円となった（8 月 11 日改定）⁶。

表 2 復興事業規模と財源

（単位：兆円）

	平成 23 年度～平成 27 年度(当初 5 年間)「集中復興期間」		平成 28 年度以降の 5 年間	10 年間総額
事業規模	19		4	少なくとも 23
予算規模	第 1 次・第 2 次補正:6	第 3 次補正以後:13	今後の課題	今後の課題
財源	確保済:3.5	必要財源:15.5（年金財源転用:2.5 込み）	同上	同上

（出典）東日本大震災復興対策本部「東日本大震災からの復興の基本方針」より筆者作成

² 東日本大震災復興構想会議「復興への提言～悲惨のなかの希望～」2011.6.25.

<<http://www.cas.go.jp/jp/fukkou/pdf/fukkouhenoteigen.pdf>>

³ 東日本大震災復興対策本部「東日本大震災からの復興の基本方針」2011.7.29. (2011.8.11 改定)

<<http://www.reconstruction.go.jp/topics/110811kaitei.pdf>>

⁴ 東日本大震災復興対策本部「提言資料編に使用する資料(作成中)」(資料 9・資料 11)

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/doc/siryoushou5_3.pdf> ;

東日本大震災復興対策本部事務局「資料」(平成 23 年度 第 7 回 税制調査会)2011.8.4, pp.14-17.

<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2011/_icsFiles/afieldfile/2011/08/04/23zen7kai2.pdf>

⁵ 復興の基本方針は税外収入を 3 兆円程度と仮置きして進めるとしていた。その後、「平成 23 年度第 3 次補正予算及び復興財源の基本的方針」(平成 23 年 10 月 7 日閣議決定)は、税外収入を 5 兆円とした上で、10 年間ではさらに上積みする方針を示している(JT 株式会社とエネルギー対策特別会計保有株による上積み 2 兆円と日本郵政株式の売却)。

⁶ 特例公債法案を巡る協議において、民主党・自民党・公明党が合意した(「三党幹事長合意確認書」2011.8.9.

<<http://www.dpj.or.jp/download/4449.pdf>>。

Ⅱ 第3次補正予算の概要

1 財政需要

一般会計の財政需要額 12 兆 1,025 億円のうち 11 兆 7,335 億円が東日本大震災関係経費である(表 3)。このうち、年金臨時財源の補てん 2 兆 4,897 億円を除く 9 兆 2,438 億円が、東日本大震災のための実質的な財政措置である。東日本大震災関係経費以外には、その他の経費(台風 12 号に係る災害対策費等)として 3,210 億円、B 型肝炎関係経費として 480 億円が計上されている。

歳出には、「日本経済の再生なくして、被災地域の真の復興はない」⁷との認識の下、最近の過度の円高の影響による産業の空洞化等に対応するための経費も盛り込まれている。内閣府は、実質国内総生産(GDP)の押し上げ効果は 1.7%程度、また雇用創出・下支え効果については 70 万人程度と試算している⁸。

歳出の編成にあたっては、被災地方自治体の負担をゼロにするとともに、様々な需要に機動的に対応でき、なおかつ多様な復興プランに柔軟に対応できる仕組みが必要とされた。このため、まず地方交付税交付金の積み増しが行われた。また複数年度にわたって資金をプールできるよう、既存の基金等への資金の積み増しが行われた⁹。さらに東日本大震災復興交付金を創設し、被災地域主導で作成される復興プランが「しゃくし定規な国の決まり事」¹⁰に邪魔されずに遂行される仕組みを整備した。これらの措置は、今回の補正予算編成の大きな特徴といえよう。

以下に項目ごとに概要を紹介する。

表 3 財政需要の内訳 (単位:億円)

1 東日本大震災関係経費	117,335
(1) 災害救助等関係経費	941
災害救助費	301
生活福祉資金貸付事業費	165
被災者緊急支援経費	475
(2) 災害廃棄物処理事業費	3,860
(3) 公共事業等の追加	14,734
災害復旧等事業費	8,706
一般公共事業関係費	1,990
施設費等	4,038
(4) 災害関連融資関係経費	6,716
(5) 地方交付税交付金	16,635
(6) 東日本大震災復興交付金	15,612
(7) 原子力災害復興関係経費	3,558
(8) 全国防災対策費	5,752
(9) その他の東日本大震災関係経費	24,631
(10) 年金臨時財源の補てん	24,897
2 その他の経費	3,210
(1) 台風第 12 号等に係る災害対策費	3,203
(2) その他	7
3 B 型肝炎関係経費	480
特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等	480

(出典) 財務省「23 年度補正予算(第 3 号)等について」等より筆者作成

⁷ 安住淳財務大臣財政演説「被災地域の復興なくして日本経済の再生はない、また、日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない」(第 179 回国会衆議院本会議録 第 3 号 平成 23 年 10 月 28 日)

⁸ 内閣府「平成 23 年度第 3 次補正予算の効果について」2011.10.28.

<http://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2011/1028_kouka.pdf>

⁹ 「地域医療再生基金」(厚生労働省)、「緊急雇用創出事業臨時特例基金」(厚生労働省)、「森林整備加速化・林業再生基金」(農林水産省)、「地域グリーンニューディール基金」(環境省)への積み増しなど。

¹⁰ 野田佳彦総理大臣所信表明演説「しゃくし定規な国の決まり事が復興プランを邪魔してはなりません。」(第 179 回国会衆議院本会議録 第 3 号 平成 23 年 10 月 28 日)

(1) 災害救助等関係経費 (941 億円)

災害救助等関係経費は、地方公共団体が行う災害救助等に必要な経費の追加を行うものである。内訳は、①災害救助費 301 億円、②生活福祉資金貸付事業費 165 億円、③被災者緊急支援費 475 億円となっている。いずれも、第 1 次補正を拡充するものである。

③被災者緊急支援費には、被災児童生徒修学支援等臨時特例交付金の積み増し・延長分 297 億円が計上されている¹¹。また、被災者や支援者の「心のケア」対策の取組の一環として地域自殺対策緊急強化交付金の積み増し分 37 億円、NPO の活動を支援する新しい公共支援事業費 9 億円も計上されている。

(2) 災害廃棄物処理事業費 (3,860 億円)

災害廃棄物処理事業費は、津波等により発生した災害廃棄物を処理するための財政的支援を確実に行うためのものである。被災地で発生したがれきは 2,273 万トンと推計されており、処理に 3 年を要した阪神・淡路大震災 (約 1,450 万トン) の 1.5 倍にも上っている¹²。

これに対応するため、第 1 次補正 3,519 億円に引き続き、災害等廃棄物処理事業費の補助・代行や広域処理等支援の経費として 3,180 億円が計上されている。また、地方負担を軽減するよう、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 99 号) に基づき、地域グリーンニューディール基金の震災がれき処理促進勘定を拡充するための経費 680 億円が計上されている¹³。

(3) 公共事業等の追加 (1 兆 4,734 億円)

公共事業等の追加として、①災害復旧事業費 8,706 億円、②一般公共事業関係費 1,990 億円、③施設費等 4,038 億円が計上されている。

公共土木施設等の災害復旧事業費については、第 1 次補正の 1 兆 438 億円に続いて、①災害復旧事業費で追加計上されている。ここには東北縦貫自動車道など有料道路の災害復旧費や陸中海岸国立公園の復旧等事業費も含まれている。

本格的復興へむけて、治水、治山、道路、港湾、住宅、水産基盤、農業農村、廃棄物処理施設等の整備を推進する経費についても、第 1 次補正の 1,581 億円に続いて、②一般公共事業関係費で追加計上されている。

また、施設の復旧費等についても、第 1 次補正の 4,160 億円に続いて、③施設費等に、公立学校施設や国立大学の教育研究施設などの文教施設 1,458 億円、農林水産業共同利用施設 1,073 億円、医療施設、児童福祉施設、保健衛生施設等 311 億円等が計上されている。

(4) 災害関連融資関係経費 (6,716 億円)

災害関連融資関係経費は、被災した中小企業、農林漁業者の事業再建、経営再建等のための融資に要するものである。第 1 次補正の 6,407 億円に追加し、①中小企業等関係費 6,530 億円、②農林漁業者等関係費 186 億円を計上している。

¹¹ 経済的理由から修学等が困難になっている世帯の幼児児童生徒に緊急的な修学支援等を実施する経費である。就学支援策としては、このほか、高校生修学支援基金の積み増し・延長分、高等教育における授業料減免措置の積み増しをあわせて、合計 513 億円が計上されている。(文部科学省「平成 23 年度文部科学省第 3 次補正予算案について」<http://www.mext.go.jp/a_menu/yosan/h23/1297177.htm>)

¹² 「震災がれき受け入れ激減」『日本経済新聞』2011.11.2, 夕刊; 環境省「沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況」2011.11.8. <<http://www.env.go.jp/jishin/shori111108.pdf>>

¹³ 環境省「平成 23 年度第 3 次補正予算(案)について」

<<http://www.env.go.jp/guide/budget/h23/h23-hos-3b.html>>(詳細については「災害等廃棄物処理事業費(補助・代行)」、「地域グリーンニューディール基金の拡充」、「災害廃棄物広域処理等支援事業」を参照。)

東日本大震災緊急保証については、引き続き万全な実施を可能とするため、全国信用保証協会連合会への補助分と、日本政策金融公庫への出資分を併せて3,703億円が積み増されている。これにより、信用保証協会が保証需要に柔軟に対応できることとなり、中小企業等の資金繰りの円滑化が図られる。

東日本大震災復興特別貸付については、日本政策金融公庫への出資分として、2,427億円が積み増されている。これにより、日本政策金融公庫は、低利融資ならびに商工中金等の指定金融機関の行う融資に対する信用供与を引き続き実施できることとなる。¹⁴

(5) 地方交付税交付金 (1兆6,635億円)

地方交付税交付金は、復旧・復興に向けた被災地の地方負担分を「震災復興特別交付税」として加算するものである。災害などに応じて通常配分される特別交付税とは別枠で配分するものであり、配分時期を特定せず随時配分できるようにするなど新たな制度となっている。¹⁵

第1次・第2次補正に係る地方負担分や、今回の第3次補正に係る地方負担分を全額措置し、また地方税の減収分についても併せて手当とする。これにより、東日本大震災の復旧・復興事業に伴う被災自治体の負担は実質的にゼロとなる。¹⁶

(6) 東日本大震災復興交付金 (1兆5,612億円)

東日本大震災復興交付金(以下、「復興交付金」)は、「使い勝手のよい交付金」を企図して今回新設された一括交付金制度である。地域ごとに立てられる多様な復興計画に対応できるよう、潤沢で自由度の高い交付金制度となっている。

復興交付金には、5省40事業(土地区画整理事業、防災集団移転促進事業、漁業集落整備事業、介護基盤復興まちづくり整備事業、幼稚園等の複合化・多機能化推進事業等)にわたる、復興地域づくりに必要な基幹事業のための各種補助金が、内閣府より一括計上されている。さらに、効果促進事業(基幹事業の効果を促進するハード・ソフト両方の事業)の実施を可能とするため、より用途の緩やかな資金の分も併せて計上されている。

この復興交付金を利用する被災地方自治体は、まず地域ごとの実情に応じて自らの復興計画を作成し、復興計画全体をパッケージとして国に提出する。その上で、国との協議を経て、規制緩和や税制優遇のメニューとともに復興交付金も認定を受ける、という流れになる。¹⁷

(7) 原子力災害復興関係経費 (3,558億円)

原子力災害復興関係経費は、除染等に関する経費、福島県原子力災害対応・復興基金(仮称)を創設するための経費等である。

放射性物質の除染経費としては、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関

¹⁴ 経済産業省「企業金融対策」<<http://www.meti.go.jp/main/yosan2011/20111026-1.pdf>>; 財務省「平成23年度財政投融资計画補正 補足説明資料」<<http://www.mof.go.jp/filp/plan/fy2011/seifuan23/zaitou-3.htm>>

¹⁵ 「平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案」(第179回国会閣法第2号)

¹⁶ 「復旧・復興事業、地方負担ゼロ」『日本経済新聞』2011.10.20; 総務省「平成23年度補正予算(第3号)に伴う対応等」<http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei02_01000037.html>

¹⁷ 東日本大震災復興対策本部「東日本大震災復興特別区域法案 概要」<<http://www.reconstruction.go.jp/topics/2011/10/000220.html>>

する特別措置法」(平成 23 年法律第 110 号)に基づき、事業費、放射性物質の実態調査、除去・低減技術などに関する調査などに要する経費が計上されている¹⁸。また、福島県原子力災害対応・復興基金を新たに創設し、福島県内の医科大学に整備する放射線治療に関する国際的医療センターや、環境創造センター(仮称)などの整備を進める¹⁹。

この他、原子力損害の仮払金として 264 億円が計上されている。これは、東京電力の賠償支払いまでにある程度の時間を要すると見込まれるため、原子力被害者を早期に救済するよう、損害の概算額をある程度合理的に算定できる分について計上されたものである²⁰。

(8) 全国防災対策費 (5,752 億円)

全国防災対策費は、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等の事業に必要な経費である。その内訳は多岐にわたるが、大別すると、①学校施設耐震化・防災機能強化 2,051 億円、②一般公共事業関係費 2,493 億円、③海上保安庁船舶建造費等 338 億円、④警察・消防関係費 309 億円、⑤医療施設等防災対策費等 245 億円、⑥自衛隊の災害対処能力の向上 146 億円、⑦地下タンク環境保全対策促進事業費 70 億円、⑧その他 100 億円、である。

このうち、①学校施設耐震化・防災機能強化には、公立学校耐震化及び防災機能強化(1,627 億円)、国立大学等耐震化等(耐震化 200 億円、附属病院自家発電設備 70 億円)、私立学校等耐震化等(150 億円)などが含まれている。所管する文部科学省は、東日本大震災でピーク時には 622 校が避難所となり、地域の防災拠点としての学校が重要な役割を果たしたことを踏まえ、学校の防災拠点としての機能を強化していくことを目指している。耐震強化はこの一環としても位置付けられる。²¹

(9) その他の東日本大震災関係経費 (2 兆 4,631 億円)

その他の東日本大震災関連経費には、震災関連のほか、政府の円高への総合対策の一部も含まれている。内訳は多岐にわたるが、大別すると、①震災関係資料収集、デジタル化促進、被災実態調査等 28 億円、②警察・消防関係 229 億円、③情報通信関係 169 億円、④国際協力等を通じた復興 177 億円、⑤復旧・復興に向けた教育支援等 411 億円、⑥医療、介護、福祉等 1,231 億円、⑦雇用対策費 3,780 億円、⑧農業関係 197 億円、⑨森林・林業の復興 1,400 億円、⑩水産業の復旧・復興 1,576 億円、⑪中小企業対策 452 億円、⑫立地補助金 5,000 億円、⑬資源権益確保関連経費 283 億円、⑭節電エコ補助金等 2,324 億円、⑮住宅関係 3,112 億円、⑯自立・分散型エネルギー供給等によるエコタウン化事業 840 億円、⑰自衛隊施設及び装備品等の復旧等 1,470 億円、⑱その他 1,953 億円、である。

以下、震災関連の特徴的な項目と、円高への総合対策に係る項目を紹介する。

【震災関連の特徴的な項目】

①震災関係資料収集等では、東日本大震災による災害記録や教訓の継承・発信を図るた

¹⁸ 環境省 前掲注(13)(詳細については、「放射性物質汚染廃棄物処理事業」、「放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施」、「中間貯蔵施設検討・整備事業」を参照); 農林水産省「平成 23 年度第 3 次農林水産関係補正予算の概要」<<http://www.maff.go.jp/j/budget/2011/pdf/hosei3.pdf>>; 文部科学省 前掲注(11)。

¹⁹ 財務省資料によると、福島県原子力災害対応・復興基金は、国際的医療センター整備及び地域医療の再生、環境創造センターの整備に加え、重点分野雇用創造事業、企業立地事業等を含み、総額 3,840 億円規模となる。(財務省「平成 23 年度補正予算(第 3 号)の概要」

<http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2011/hosei231021c.pdf>)

²⁰ 今村和男・柳沼充彦「原子力被害者早期救済法の成立」『立法と調査』321 号, 2011.10, pp.15-26.

²¹ 「学校を防災拠点に」『朝日新聞』2011.10.19.

め、震災関係資料の収集やデジタル化の促進のための経費が計上されている。これらの事業は総務省や国立国会図書館等との連携で実施される。また③情報通信関係では、東日本大震災時の教訓のもと、災害について情報通信ネットワークの構築のための研究開発・実証実験費などが計上されている²²。

⑦雇用対策費では、東日本大震災において被災した失業者等の雇用機会の創出を促進するため重点分野雇用創造事業費として 3,510 億円が計上されている。また被災した新卒者等を雇用する事業主に対する奨励金の拡充なども計上されている²³。

⑨農業関係では、配合飼料価格安定化対策のほか、耕作放棄地を活用して営農活動を再開する被災農業者の取組を支援するための経費なども計上されている²⁴。

⑩エコタウン化事業では、再生可能エネルギー等の地域資源を活用した自立・分散型の環境先進地域（エコタウン）を作り上げることを目指し、地域グリーンニューディール基金の再生可能エネルギー導入勘定分を拡充するための経費が計上されている²⁵

⑬その他には、福島県等における再生可能エネルギー研究開発拠点整備事業費 676 億円²⁶、東北地方の高速道路の無料開放のための事業費 250 億円などが盛り込まれている²⁷。

【円高への総合対策】

政府の円高への総合対策に関連するのは、⑪中小企業対策、⑫立地補助金、⑬資源権益確保関連経費、⑭節電エコ補助金、⑮住宅関係などである。

⑪中小企業対策では、東日本大震災や円高の影響を受けた中小企業等の支援のため、被災中小企業者が設備を再導入する場合の新規のリース料の補助、特定ものづくり基盤技術の高度化に資する中小企業の研究開発などに要する経費が計上されている²⁸。

⑫立地補助金は、産業の空洞化を防ぐため、サプライチェーンの中核分野となる代替の効かない部品・素材分野や、高付加価値の成長分野の生産拠点や研究開発拠点到国内立地補助を供するものである。

⑬資源権益確保関連経費も、産業の空洞化対策として、レアアース等の資源の安定供給確保を図るものである。²⁹

⑭節電エコ補助金は、一般家庭や中小企業等における省エネルギー・節電の支援を行うものであり、太陽光パネルや蓄電池の導入促進費が計上されている³⁰。

⑮住宅関係では、環境対応住宅普及促進対策費 1,446 億円や、優良住宅取得支援制度に係る金利の引下げ分 159 億円が盛り込まれている³¹。

²² 総務省「平成 23 年度総務省所管第 3 次補正予算(案)の概要」

<http://www.soumu.go.jp/main_content/000132996.pdf>

²³ 厚生労働省「平成 23 年度厚生労働省第 3 次補正予算(案)の概要」

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/11hosei/dl/h23_yosan_gaiyou.pdf>

²⁴ 「耕作放棄地を紹介 被災農家に避難先で」『日本経済新聞』2011.10.28; 農林水産省 前掲注(18)

²⁵ 環境省 前掲注(13)(詳細については「地域グリーンニューディール基金の拡充」を参照。)

²⁶ 経済産業省 「原子力災害からの復興」<<http://www.meti.go.jp/main/yosan2011/20111025-5.pdf>>

²⁷ 国土交通省 「平成 23 年度国土交通省関係第 3 次補正予算の概要」

<<http://www.mlit.go.jp/common/000170245.pdf>>

²⁸ 経済産業省「被災地等中小企業の復旧・復興支援」

<<http://www.meti.go.jp/main/yosan2011/20111026-2.pdf>>

²⁹ 経済産業省「産業空洞化の回避・新たな成長の実現に向けた立地支援など」

<<http://www.meti.go.jp/main/yosan2011/20111025-7.pdf>>

³⁰ 経済産業省「エネルギー対策の推進」<<http://www.meti.go.jp/main/yosan2011/20111025-8.pdf>>

³¹ 住宅エコポイントや住宅ローン(フラット 35S)の金利引下げに要する経費である(国土交通省 前掲注(27))。

2 財源

前述のとおり、第3次補正の財政需要は、東日本大震災関係経費、その他の経費、B型肝炎関係経費の3つの大項目がある。その財源については、それぞれの大項目に対応する財源が計上されている。今回、東日本大震災の復興財源として11兆5,500億円の復興債を発行するが、これはすべて東日本大震災関係経費の財源とされる。国債の償還財源については今後、増税や政府資産の売却等により確保される（次章参照）。

（1）東日本大震災関係経費の財源

東日本大震災関係経費の財源には、公債費11兆5,500億円のほか、税外収入と歳出削減分を充てている。

税外収入として、公共事業負担金と災害等廃棄物処理事業負担金を合わせて187億円が計上されている。これらは、事業を国が直轄で行い、直轄事業費を計上することに伴い、地方公共団体等が負担する負担金の受入見込額が計上されたものである。

歳出削減として、まず子ども手当の減額1,155億円が計上されている。これは、「平成23年度における子ども手当等に関する特別措置法」（平成23年法律107号）等により、本年（平成23年）10月以降における子ども手当の支給額を見直すことに伴うものである。また、自衛隊活動経費等の減額294億円は、自衛隊災害派遣部隊の撤収等によるものである。また、エネルギー対策特別会計の見直しによる減額200億円は、原子力関連研究開発予算の見直し等に伴い、エネルギー対策特別会計への繰入額が減額修正されることによる。

（2）その他の経費の財源

台風第12号に係る災害対策費等、その他の経費の財源には、第1次補正予算で計上された東日本大震災復旧・復興予備費8,000億円のうち2,343億円や、前年度剰余金119億円が計上されている³²。

（3）B型肝炎関係経費の財源

B型肝炎関係経費の財源には、年金特別会計業務勘定の繰入れに係る規定経費の減額202億円や、中央職業能力開発協会の基金の見直しに係る返納金の見込額等279億円が計上されている。

表4 財源の内訳 (単位:億円)

1 東日本大震災関係経費の財源	117,335
(1) 復興債	115,500
(2) 税外収入	187
(3) 復興財源となる歳出削減	1,648
子ども手当の減額	1,155
自衛隊活動経費等の減額	294
エネルギー対策特別会計の見直し	200
2 その他の経費の財源	3,210
(1) 東日本大震災復旧・復興予備費の減額	2,343
(2) その他の経費に充てる歳入	867
政府資産整理収入	94
雑収入	654
前年度剰余金受け入れ	119
3 B型肝炎関係経費の財源	480
(1) 年金特別会計業務勘定繰入の減額	202
(2) B型肝炎関係経費に充てる歳入	279
雑収入	279

(出典) 財務省「23年度補正予算(第3号)等について」等より筆者作成

³² 前年度剰余金については第2次補正においても財源として活用しており、これを控除した額が計上されている。

Ⅲ 復興財源

Ⅱで述べた第3次補正以降、平成23(2011)年度から27(2015)年度までの「集中復興期間」に実施する復興策の財源(13兆円程度)は、歳出の削減、国有財産売却のほか、特別会計、公務員人件費等の見直しや更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置により確保することとされた³³。これを受けて今国会に提出された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案」(第179回国会閣法第4号。以下「復興財源法案」)および「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案」(第179回国会閣法第3号。以下「地方復興財源法案」)は、臨時増税と税外収入の具体的内容、および一時的なつなぎとしての復興債の発行について規定している³⁴。

1 臨時増税

以下の臨時増税を実施することにより³⁵、10.5兆円の財源を確保する想定である。

(1) 所得税・個人住民税(復興財源法案第6条～第39条, 地方復興財源法案第2条)

所得税については、現行の所得税額に対して時限的に2.1%の付加税が創設される(復興特別所得税)。期間は、平成25(2013)年から平成49(2037)年までの25年間である³⁶。これに伴う増収見込額は、7.25兆円である³⁷。

地方税の個人住民税については、均等割の税額が時限的に1,000円引き上げられ、年額5,000円となる³⁸。期間は、平成26(2014)年度から平成35(2023)年度までの10年間である(給与所得者など特別徴収の適用を受ける者の負担は、平成26年6月から増えることになる)。これに伴う増収見込額は、0.6兆円である。

なお、平成23年度税制改正案には、退職所得に係る個人住民税の10%税額控除の廃止が盛り込まれていたが、政府は今回この改正も成立させて平成25年1月から適用し、その増収見込額(0.17兆円)も復興財源に充てる方針である³⁹。

³³ 前掲注(3), p.5.

³⁴ 復興債は、平成23年度第3次補正以降、平成27(2015)年度までの復興費用の財源として発行でき、平成49(2037)年度までの間に償還するものとされている(復興財源法案第69条～第71条)。なお、付記した法案の条番号は、平成23年11月25日時点で判明している修正案による修正後のものである(以下同じ)。

³⁵ 臨時増税の税目としては、復興財源法案および地方復興財源法案の国会提出段階では、たばこ税も対象とされていた。具体的には、国税として、たばこ1本につき1円の復興特別たばこ税を10年間課すとともに、現行の地方たばこ税の税率を5年間、1本につき1円引き上げという内容であり、2.18兆円の増収を見込んでいた。与野党協議を経て、最終的に取り下げられることとなった(「復興増税たばこ除外 民自公合意」『読売新聞』2011.11.11.)。

³⁶ 国会提出当初の法案では、復興特別所得税の税率は4%、期間は平成34(2022)年までの10年間とされていた。毎年の増税幅圧縮を求める自民党、公明党に配慮し、民主党は期間を15年間に延長することを提案していたが、最終的に25年間とすることで3党が合意した(「所得増税25年合意」『日本経済新聞』2011.11.8, 夕刊)。

³⁷ 以下、臨時増税に伴う増収見込額は、「増税延長、次世代も負担 「たばこ」見送り 所得増税上積み」『日本経済新聞』2011.11.11; 是枝俊悟「臨時増税3党合意の解説」『大和総研 Legal and Tax Report』2011.11.14.によった。

³⁸ 内訳は、道府県民税、市町村民税ともに500円引き上げられて、それぞれ年額1,500円、3,500円となる。国会提出当初の法案では、両者を合わせた引上げ幅が500円、期間5年間とされていたが、たばこ増税が見送られたことに伴い修正の合意がなされた。

³⁹ 「平成23年度第3次補正予算及び復興財源の基本方針」(平成23年10月7日閣議決定) <http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2011/k231007.pdf> の「(参考3)復興財源(B型肝炎対策財源を含む)としての税制措置概要」では、平成23年度税制改正法案のうち、所得税の給与所得控除等の見直しによる増収分も復興財源として活用するとされていた。しかし、11月10日の与野党合意で、相続税・贈与税の見直し等と併せて改正法案

(2) 法人税（復興財源法案第 40 条～第 68 条）

法人税については、現行の法人税額に対して時限的に 10%の付加税が創設される（復興特別法人税）。期間は、平成 24（2012）年 4 月以降に始まる事業年度から 3 年間である。一方で、平成 23 年度税制改正案に盛り込まれた課税ベース拡大と税率引下げも併せて実現する見込みであるため、実効税率は 2.5%程度下がることとなる。以上の改正を全体として見れば税収はほぼ中立であるが、平成 23 年度改正案に係る部分は所与のものを見なすため、増収見込額は付加税による 2.4 兆円であり、これが復興財源に充てられる。⁴⁰

図 1 臨時増税の期間

	平 24 年 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28… (2016)	36 (2024)	37 (2025)	38… (2026)	49 (2037)	50 (2038)
復興債										H49年度 まで償還
所得税		H25/1							H49/12	
住民税			H26/6			H36/5				
法人税	H24/4			H27/3						

（出典）「一体改革にも影響 復興増税 法人税は当初案どおり」『日本経済新聞』2011.11.8.等より筆者作成

2 税外収入

以下の(1)および(2)の措置により、合計約 1.5 兆円の税外収入が確保される見込みである。

(1) 特別会計積立金の活用

平成 24（2012）年度から平成 27（2015）年度までの間、予算で定めることにより、財政投融资特別会計の財政融資資金勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れることができることとされた（復興財源法案第 3 条）。当該繰入金相当額は、財政融資資金勘定の積立金から同勘定の歳入に繰り入れることとされているので、復興財源として積立金を取り崩すことになる。

(2) 政府保有株の売却

政府が保有する日本たばこ産業株式会社（JT）の株式のうち、3 分の 1 を超える部分ができる限り早期に処分することとしている（復興財源法案第 4 条）。なお、日本たばこ産業株式会社法（昭和 59 年法律第 69 号）第 2 条により、政府は、JT 設立時に無償譲渡を受けた JT 株の 2 分の 1 以上を保有する義務があるとされている⁴¹ため、復興財源法案の附則第 5 条は、この比率を発行済株式総数（議決権制限株式を除く）の 3 分の 1 超に引き下げることにしている。

また、東京地下鉄株式会社（東京メトロ）の株式についても、その売却益を復興債の償還に充てることとしている⁴²（復興財源法案第 5 条）。

から削除し、平成 24 年度税制改正以降に先送りすることが決まった。なお、平成 23 年度税制改正法案は、雇用促進税制や寄附税制の拡充等が切り出されて平成 23 年 6 月に先行して成立した際、法案の題名が「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」と変更された上で現在審議中である。

⁴⁰ 「復興財源 政府税調案 法人増減税同額に」『日本経済新聞』2011.9.18.

⁴¹ かつ、増資等があった場合でも、発行済み株式総数の 3 分の 1 超を維持しなければならない。

⁴² 東京地下鉄株式会社法（平成 14 年法律第 188 号）附則第 2 条において、国はできる限り速やかに保有する

(3) 今後の検討事項

上記に加えて、今後 10 年間の復興期間中に 2 兆円の税外収入を上積みすべく、政府は、JT 株の全部売却やエネルギー対策特別会計所属の株式の処分について検討することとしている（復興財源法案附則第 13 条）。また、政府が保有する日本郵政株式会社の株式の処分についても検討することとしている⁴³（復興財源法案附則第 14 条）。これらの結果⁴⁴、追加の財源確保が見込まれる場合は、臨時増税の負担を軽減するための措置が講じられる（復興財源法案附則第 16 条）。

表 5 臨時増税および税外収入により確保される財源

臨時増税	復興特別所得税	7.25 兆円
	個人住民税均等割の増税	0.60
	退職所得控除の廃止	0.17
	復興特別法人税	2.40
	合計	10.42 兆円
税外収入	財政投融资特別会計の積立金の取り崩し	0.80
	JT 株の政府保有比率を 3 分の 1 超に引下げ	0.50
	東京メトロ株の売却	0.17
	合計	1.47 兆円

(注) 右欄は、与野党協議を経て修正後の財源確保策による捻出見込額であり、当初案に基づく数値とは異なっている。

(出典) 各種報道および是枝俊悟「臨時増税 3 党合意の解説」『大和総研 Legal and Tax Report』2011.11.14.より筆者作成

3 歳出削減等

臨時増税以外の税外収入は、現在 5 兆円と仮置きされている⁴⁵。その一部は、上記 2 のとおり財源確保法案および地方財源確保法案に規定されているが、それ以外で政府が想定していると報じられている歳出削減策は、子ども手当の見直し (2.1 兆円)、高速道路無料化の中止 (0.5 兆円)、公務員人件費の見直し (0.6 兆円)、エネルギー対策特別会計の見直し (0.1 兆円) 等である⁴⁶。

4 臨時増税をめぐる議論

巨額の復興財源を歳出削減のみによって短期間に捻出することは困難であることから、国債発行は不可避である。争点は、この国債の具体的な償還方法 (期間と税目) であった⁴⁷。

復興特別所得税の実施期間が 25 年に延長されたことは、毎年の負担が軽減され、経済への影響は軽微となるものの、「次の世代に負担を先送りすることなく、現世代全体で連帯し負担を分かち合う」⁴⁸との基本理念が失われたとの指摘もある⁴⁹。一方で、これまでの累積債務は措いて復興財源だけを考えれば、課税平準化の観点から、通常の国債と同じく 60 年で償還する余地もあるとする見解も見られる⁵⁰。

東京メトロの株式を売却することとされている。

⁴³ これには郵政改革法案の成立が前提となる。

⁴⁴ 復興財源法案附則第 15 条では、平成 23 (2011) 年度から平成 27 (2015) 年度までの一般会計の決算剰余金を公債・借入金の償還財源に充てる場合、復興債の償還費用に優先的に充てるよう努めるものとされている。

⁴⁵ 前掲注(5)

⁴⁶ 「復興増税 圧縮は多難」『日本経済新聞』2011.9.29.

⁴⁷ 復興財源を巡る議論の整理は、江口允崇「国債発行か、増税か 復興財源論を整理する」『中央公論』1528 号, 2011.8, pp.62-69; 小池拓自「東日本大震災と財政運営」『レファレンス』724 号, 2011.5, pp.33-47.等を参照。

⁴⁸ 前掲注(3), p.5.

⁴⁹ 「社説 復興増税 25 年 理念なき与野党妥協」『毎日新聞』2011.11.9; 「社説 復興債 25 年償還 3 党合意を「消費税」に生かせ」『読売新聞』2011.11.9; 「社説 所得増税 25 年 消費増税はできるのか」『朝日新聞』2011.11.9.等

⁵⁰ 岩本康志「財政運営全体を考える中で復興財源の議論をすべき」『週刊東洋経済』6326 号, 2011.5.21, pp.26-27; 畑農鋭矢「財政再建、成長回復が必須 復興財源、長期間の課税で」『日本経済新聞』2011.4.25.

税目については、たばこ税と消費税が主な論点となった。基幹税の負担を軽減するために、当初たばこ税が増税の対象に加えられたが、葉たばこ農家への影響や、特定の消費者にのみ負担を求めることへの反発などから、対象から除外された。消費税が増税の対象から外されたことについては、社会保障と税の一体改革との関係はあるものの、より短期で復興財源を調達するためには、消費税を活用すべきであったとする見方もある⁵¹。

以上は増税を前提とした議論であるが、そもそも景気が悪化している中での増税に否定的な意見もある⁵²。その中には、国債の日銀による直接引受等によって財源を賄うことを主張する見解も見られる⁵³。

IV 今後の課題

1 復興事業の規模

第1次補正から第3次補正に計上された東日本大震災関係経費を単純に合算すれば、17.7兆円となる。この金額から、第3次補正の年金臨時財源への補てんと東日本大震災復旧復興予備費の減額を除けば、15.0兆円となる（表6）。安住財務大臣は、「（筆者付記：集中復興期間に必要とされる）19兆円をベースにして考えれば、残りは4兆円ぐらい」としている⁵⁴。また、平成24年度予算においては、相当規模の復興対策費が予想され（概算要求3.5兆円⁵⁵）、復興事業への国の予算措置は震災後1年で19兆円に迫る。

表6 平成23年度補正予算における東日本大震災関係経費（除く年金臨時財源補てん）（単位：億円）

内訳	第1次	第2次	第3次	計
災害救助等関係経費（応急仮設住宅建設、被災児童生徒修学支援等）	4,829		941	5,770
災害廃棄物処理事業費（がれき等処理）	3,519		3,860	7,379
公共事業関係費（災害対応、一般、施設費等） ¹	16,179		14,734	30,913
災害関連融資関係経費（中小企業、農林漁業者等への融資等）	6,407		6,716	13,123
地方交付税交付金（災害対応の特別交付税増額等） ²	1,200	5,455	16,635	23,290
東日本大震災復興交付金			15,612	15,612
全国防災対策費			5,752	5,752
その他の東日本大震災関係経費（円高対策を含む） ³	8,018	3,779	24,631	36,428
東日本大震災復旧・復興予備費 ⁴		8,000	-2,343	5,657
原子力損害賠償法等関係経費・原子力災害復興関係経費		2,754	3,558	6,312
合計 ⁵	40,153	19,988	90,096	150,237

（注1） 公共事業関係費は、災害対応公共事業と施設費災害復旧等に加え、一般公共事業を含む

（注2） 第2次補正予算の5,455億円は、普通交付税増額855億円を含む

（注3） 中小企業対策、立地補助金、節電エコ補助金、住宅関係等

（注4） 第3次補正予算で減額した東日本大震災復旧・復興予備費は台風12号対策等に充当された

（注5） 四捨五入表記のため、内訳額の合計は、合計欄と必ずしも一致しない

（出典） 財務省 HP「平成23年度補正予算フレーム」等より筆者作成

⁵¹ 吉井一洋・是枝俊悟「復興のための臨時増税に関する疑問」『大和総研 Legal and Tax Report』2011.9.28.

<<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/11092801tax.pdf>>

⁵² 竹中平蔵「日本経済回復への「構想力」。（日本「復興」への道）『潮』628号、2011.6、pp.90-95.

⁵³ 岩田規久男「日銀引き受けの復興国債の発行を」『復興と希望の経済学 東日本大震災が問いかけるもの（経済セミナー増刊）』日本評論社、2011、pp.52-57.

⁵⁴ 財務省「安住財務大臣閣議後記者会見の概要（平成23年10月21日（金曜日）」

<http://www.mof.go.jp/public_relations/conference/my20111021.htm>

⁵⁵ 「参考1. 東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費（平成24年度一般会計概算要求額等）」p.3.

<http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2012/h231005a.pdf>

安住財務大臣は、「お金がないから出来ないという話にはなかなかこの災害も原子力もならないので、やはりきちっとした積み上げをやっていって、必要なものについては手当てをしていく」ともしており⁵⁶、今後、復興事業の進捗を確認しつつ、財政措置の時期や規模について継続的に見直すことが求められよう。

また、東日本大震災関係経費には、被災地以外を対象とした事業、2兆円⁵⁷とされる円高対策の一部、原子力発電所事故関係の経費等も含まれている点に注意が必要である。集中復興期間に必要なとされる19兆円(10年間の復興期間では少なくとも23兆円程度)に、これらが含まれるのかは、必ずしも明らかではない。復旧・復興対策の範囲や地方の公費分の扱いを明確化することも課題と言えよう。

2 執行

首相交代や財源を巡る議論により予算編成が遅れたことは否めない⁵⁸。被災地域は降雪の時期に入ることから、本格的な復興がさらに遅延することが懸念される⁵⁹。拙速な執行は論外であるものの、復興事業の着実な執行が極めて重要である。

地域ニーズにあわせ柔軟な執行が複数年度にわたって実現できる利点から、第3次補正予算においては、各種基金への予算措置が活用されている。平成20年度～平成21年度にも、世界的経済危機に対処するため、基金への多額の予算措置が実施された⁶⁰。会計検査院によれば、この時期の補正予算によって設置造成された2,518基金には、3.4兆円の国費が投入されたものの、平成23年3月末時点で、2兆円余が未執行となっている⁶¹。このような事態を教訓として、基金の有効な活用が求められよう⁶²。

3 特別会計の設置

自由民主党が震災復興予算を区分経理する特別会計の新設を求めたことを受け、平成24年度には特別会計が創設される方向である⁶³。特別会計の設置は、復興に伴う財政措置(調達と使途、すなわち臨時増税の使途)の透明性が高まり、制度設計次第では運用の柔軟性(複数年度にわたる事業執行の円滑化等)も向上する。また、復興事業を除く部分の財政状況が明確化するメリットも期待できる。

一方、特別会計新設に伴うシステム開発や執行済予算の再区分といった事務負担(コスト)に加え、監視が行き届かなければ、復興事業が無秩序に拡大する懸念もある。前述し

⁵⁶ 前掲注(54)

⁵⁷ 「円高への総合的対応策～リスクに強靱な経済の構築を目指して～」(平成23年10月21日閣議決定) p.14. <http://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2011/1021_endaka_saishu.pdf>

⁵⁸ 片山善博「増税なくして復興なし?」『税務経理』9130号, 2011.10.25, p.1; 「復興の遅れに苦言 構想会議 五百旗頭議長、最終会合で」『読売新聞』2011.11.11.

⁵⁹ 鈴木将之「平成23年度第3次補正予算の基本方針～復興債の償還財源として9.2兆円の復興増税が明記～」『Economic Trends (第一生命経済研究所・マクロ経済分析レポート)』2011.10.12.

<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/rashinban/pdf/et11_154.pdf>

⁶⁰ 例えば、平成21年度第1次補正予算(平成21年5月29日成立)では、46基金(既存基金を含む)に対して4.4兆円が投じられた(内閣衆質171第334号(答弁第334号, 平成21年5月1日):細野豪志衆議院議員質問主意書第334号への答弁書(質問項番16への回答))。

⁶¹ 会計検査院「国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金について(会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書)」2011.10. <http://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary22/pdf/fy22_zuiji_03.pdf>

⁶² 「社説 会計検査院報告 復興予算の執行に指摘生かせ」『読売新聞』2011.11.8.

⁶³ 復興財源法案附則第17条

たように、被害地域以外での防災対策や円高対策を復興事業に含めるかは議論が分かれるところとなろう。新たな無駄の温床とならない仕組みを検討することが求められる⁶⁴。

4 財政に対する信認

復興債の発行により、平成 23 年度の新規国債発行額は過去最大の 55.8 兆円となる。国の債務残高も 1,000 兆円を超えることが確実となった。財政に対する信認を守り、大量の国債発行を円滑に進めていくことは、復興事業を含めた行政活動を支えるためにも、金融システムの安定を守るためにも不可欠である。すなわち、財政に対する信認は、震災復興の必要条件でもあり、また、国民経済全体の観点からも重要な政策課題である。

「中期財政フレーム（平成 24 年度～平成 26 年度）」（平成 23 年 8 月 12 日閣議決定）⁶⁵は、「震災からの復旧・復興については、財政の枠組みにとらわれず全力を傾注する」とした上で、「「財政運営戦略」に定められた財政健全化目標の達成に向けた取組は、着実に進めていかなければならない」としている。具体的には、平成 24 年度の新規国債発行額（復興債を除く）について、平成 23 年度当初予算の水準（約 44 兆円）を上回らないものとするよう全力をあげ、基礎的財政収支対象経費について、前年度当初予算の規模（歳出の大枠：約 71 兆円）を実質的に上回らないこととしている（ただし、別に財源を手当てした復興対策や B 型肝炎の給付金は、歳出の大枠に加算できる）。

震災や世界的な景気減速を受けての税収減が見込まれることや、例年、積極的に活用した税外収入が復興財源に回されることから、中期財政フレームに沿った平成 24 年度予算編成を年末までの短期間で進めることは、かなりの努力が必要となろう。

内閣府の試算では、消費増税を行ったとしても、財政健全化目標⁶⁶の達成は難しい⁶⁷。したがって、中期的には、社会保障と税の一体改革と成長戦略の具体的な成果が特に重要となろう。

おわりに

第 3 次補正予算における震災関係経費については、被災地の要望を取り入れ、地方負担を軽減した上で、地方の裁量を確保した点が特徴である。復興事業が地域の事情に合わせて、柔軟に進展することが期待される。

復興を着実に進め、日本の再生を確実に実現するためには、財政に対する信認を守りつつ、今後も震災復興に必要な財政措置を迅速に行うことが求められよう。

【執筆担当】

I 第 3 次補正予算編成までの経緯	……………	小池 拓自
II 第 3 次補正予算の概要	……………	依田 紀久
III 復興財源	……………	加藤 慶一
IV 今後の課題	……………	小池 拓自

⁶⁴ 「民自公が新設合意 復興特会、ムダ助長も 監視強化が不可欠」『日本経済新聞』2011.11.3.

⁶⁵ 「中期財政フレーム(平成 24 年度～平成 26 年度)」(平成 23 年 8 月 12 日閣議決定)

<http://www.npu.go.jp/policy/policy01/pdf/20110812/20110812_siryu01.pdf>

⁶⁶ 国・地方の基礎的財政収支(プライマリー・バランス)を遅くとも 2020(平成 32)年度までに黒字化する等。

⁶⁷ 内閣府「経済財政の中長期試算」2011.8.12. <<http://www5.cao.go.jp/keizai3/econome/h23chuuchouki8.pdf>>